

公益財団法人雲仙岳災害記念財団 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人雲仙岳災害記念財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎県島原市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、雲仙・普賢岳噴火災害の脅威や教訓を風化することなく後世に伝承するとともに、水無川流域等を中心として島原半島に数多く存在する火山関係資源等を活用することにより、島原半島地域の活性化に寄与し、地域全体の振興を図ることを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 噴火災害の伝承、学習及び火山関係資源等を活用した地域振興事業等
- (2) 噴火災害に関する情報収集及び提供
- (3) 噴火災害の伝承のために行う人材育成事業
- (4) 噴火災害の調査・研究
- (5) 第1号から前号までの事業を行うための雲仙岳災害記念館の管理運営
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、長崎県内において行うものとする。

(収益事業等)

第5条 この法人は、公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) ミュージアム・ショップの運営
- (2) カフェの運営
- (3) 公益目的事業以外の施設の貸付等
- (4) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 公益法人への移行時の基本財産として、別表1で特定された財産
 - (2) この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以降に寄附を受けた財産又は交付を受けた補助金その他の財産（寄付者又は交付者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

（基本財産の維持及び処分）

- 第7条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を得なければならない。

（財産の運用管理）

- 第8条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

（事業年度）

- 第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

- 第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）は、理事長が作成し、理事会の決議を経て臨時の評議員会に報告した後、毎事業年度開始の日の前日までに、長崎県知事に提出しなければならない。
- 2 前項の書類を変更する場合、理事長が作成し、理事会の決議を経て臨時の評議員会に報告する。

（事業報告及び決算）

- 第11条 この法人の事業報告及び収支決算については、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録（以下「事業報告等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会で承認されたものを、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に長崎県知事に提出しなければならない。
- 2 この法人は、前項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

- 第12条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入を

もって償還する短期借入金を除き、評議員会において、議決に加わることができ
る評議員の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様の
決議を経なければならない。

(会計原則等)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行
に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金
の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第14条 この法人に、評議員12名以上18名以内を置く。

(選任等)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければなら
ない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数
の3分の1を超えないこと。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用者

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合
計数が評議員の総数の3分の1を超えないこと。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社

員である者

二 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

（権限）

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第19条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令及びこの定款に定める権限を行使する。

（任期）

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された評議員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第14条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第18条 評議員は無報酬とする。ただし、特別な職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第2節 評議員会

（構成及び権限）

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員等の選任及び解任
 - (2) 役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程
 - (3) 役員及び評議員の報酬及び費用の額の決定
 - (4) 定款の変更
 - (5) 各事業年度の事業報告及び収支決算の承認
 - (6) 基本財産の処分
 - (7) 第12条第1項に規定する短期借入に係るもの以外の借入金（以下「長期借入金等」という。）並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (8) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部廃止
 - (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第22条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

（種類及び開催）

- 第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。
- 2 定時評議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
 - 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

（招 集）

- 第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

（招集の通知）

- 第22条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議 長）

- 第23条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（定足数）

- 第24条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第25条 評議員会の議事は、一般社団・財団法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、当該議決に加わることができない。

(決議の省略)

第26条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第27条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上 12名以内

(2) 監事 1名以上 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、1名以内を副理事長、2名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

- 第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって各々選任する。
- 2 理事会は、その決議によって、理事の中から理事長1名を選出し、副理事長1名以内、常務理事2名以内を選出することができる。
 - 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
 - 4 理事のうち、理事のいずれか1名及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を長崎県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。
- 2 理事長及び副理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 理事長は、この法人の業務を統括する。
 - 4 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 5 副理事長は、理事長が欠けたときは、速やかに新しい理事長を選出するための手続きを進めなければならない。
 - 6 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
 - 7 常務理事の権限は、理事会が別に定める。
 - 8 理事長及び副理事長並びに常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を
理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査並びに各事業年度に係る財産目録等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招

集すること。

- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

- 第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、その前任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、第29条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解 任)

- 第34条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

- 第35条 役員は無報酬とする。ただし、特別な職務を執行した役員にはその対価として報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(取引の制限)

- 第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第37条 この法人は、役員の一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第38条 この法人に3名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第39条 顧問は、理事長の諮問に応え、この法人の運営等に関し助言を行うことができる。

第2節 理事会

(設置)

第40条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第41条 理事会は、この定款で別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更又は廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるものほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項及びその他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 基本財産の処分及び基本財産への繰り入れ
 - (2) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (3) 長期借入金等
 - (4) 重要な使用人の選任及び解任
 - (5) 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (6) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備

(7) 第37条に規定する責任の免除

(種類及び開催)

第42条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第32条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第43条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条同項第4号後段により監事が招集する場合は、この限りではない。

- 2 理事長及び副理事長に事故があるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前条第3項第3号による場合は、その請求をした理事が、前条同項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 4 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、通知しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第44条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第45条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第46条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができ

ない。

(決議の省略)

第47条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、その提案について監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第48条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第31条第8項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第49条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び副理事長並びに監事は、これに記名押印しなければならない。

第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の三分の2以上の決議によって変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第15条に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第53条に規定する公益目的取得財産残額の贈与に関する規定については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の三分の3以上の決議によって、第3条に規定する目的並びに第15条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法に関する規定について、変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、長崎県知事の認定を受けなければならない。

4 前項以外の定款の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を長崎県知事に届け出なければならない。

(合併等)

第51条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の三分の2以上の決議により、一般社団・財団法人法に基づく他の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を長崎県知事に届け出なければならぬ。

(解散)

第52条 この法人は、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第53条 この法人が、公益認定の取消し処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散等により清算をするときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 事務局

(設置等)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第56条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならぬ。

- (1) 定款
- (2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (3) 理事、監事及び評議員の名簿
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書等
- (8) 事業報告書及び計算書類等

- (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める書類及び帳簿
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるものとする。

第7章 公告

(公 告)

- 第57条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第8章 補則

(委 任)

- 第58条 この定款に定めるもののほか、この法人運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「公益整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 公益整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 阿南 達也 江口 道信 河本 富士雄 清武 裕子
楠田 喜熊 清水 洋 宅島 壽雄 高田 征一
町田 義博 満井 敏隆 宮崎 金助 横田 修一郎
監事 上田 敏 本村 三郎

- 4 この法人の最初の理事長は横田修一郎、副理事長は満井敏隆、常務理事は江口道信及び河本富士雄とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

荒木 道夫 石田 直樹 井手 雅夫 大場 正文 大町 辰朗
大山 秀孝 加藤 雅寛 川田 喜伝治 清水 真守 田村 圭司
土井 浩毅 中山 春男 林田 紳吾 姫田 英治 松尾 卓次
山下 浩一 横田 辰郎 吉田 祐慶

別表1 基本財産（第6条関係）

財産種別	数量等
投資有価証券	100,000,000円